

熊本県公報

第 1 1 1 6 5 号
平成 16 年 9 月 3 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示	
○百貫港内公有水面埋立てに係る告示・縦覧……………(港湾課)	1
○身体障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(精神保健福祉課)	2
○知的障害者福祉法に基づく事業者の指定……………(")	2
○児童福祉法に基づく事業者の指定……………(")	3
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定……………(森林保全課)	3
○ "……………(")	3
○道路の区域変更……………(道路総務課)	4
○ "……………(")	4
公 告	
○土地改良区役員の退任及び就任……………(農村計画課)	5
○平成16年度砂利採取業務主任者試験……………(工業振興課)	5
○土地改良区役員の住所変更……………(農村計画課)	6
○土地改良区役員の退任及び就任……………(")	6
○建設業法第29条の2の規定に基づく公告……………(監理課)	6
○大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村、及び市町村の区域をその地区とする商工会議所からの意見……………(商工政策課)	7
登 載 依 頼	
○平成16年度第4回熊本県公共事業再評価監視委員会の開催……………(土木技術管理室)	7
○指定講習機関の指定……………(運転免許試験課)	8
○感染症発生動向調査企画委員会の会議の開催について……………(健康危機管理課)	8
○政治資金規正法第17条第2項適用団体の告示……………(県選挙管理委員会)	8
正 誤	
○平成16年7月21日付け熊本県公告第611号(道路の位置の指定)中(建築課)	9
○平成16年8月25日熊本県告示第882号(公有水面埋立しゅん功認可)中……………(漁港課)	9

告 示

熊本県告示第911号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号)第3条第1項の規定により、次のとおりその要領を告示し、関係書類を縦覧場所において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成16年9月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 出願者の住所及び氏名
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県
代表者 熊本県知事 潮 谷 義 子

- 2 埋立区域
 - (1) 位置
熊本県熊本市松尾町上松尾字要江4413-12、4413-6、4410-11、4410-6及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面
 - (2) 区域
次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と②の地点とを結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 岩戸四等三角点(北緯32度49分04.084秒、東経130度37分07.547秒)(以下「基点」という。)から200度34分59秒 2,358.00mの地点
 - ②の地点 ①の地点から41度11分15秒31.93mの地点
 - ③の地点 ②の地点から131度11分15秒4.44mの地点
 - ④の地点 ③の地点から41度11分15秒0.69mの地点

- ⑤の地点 ④の地点から 102 度 22 分 34 秒 0.64m の地点
- ⑥の地点 ⑤の地点から 12 度 10 分 21 秒 5.18m の地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から 282 度 35 分 24 秒 1.10m の地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から 325 度 16 分 06 秒 12.41m の地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から 281 度 53 分 31 秒 21.09m の地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から 197 度 10 分 58 秒 4.72m の地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から 197 度 10 分 59 秒 2.57m の地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から 194 度 26 分 17 秒 3.90m の地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から 189 度 59 分 16 秒 4.68m の地点
- ⑭の地点 ⑬の地点から 183 度 54 分 15 秒 4.20m の地点
- ⑮の地点 ⑭の地点から 175 度 22 分 41 秒 1.80m の地点
- ⑯の地点 ⑮の地点から 169 度 11 分 16 秒 3.15m の地点
- ⑰の地点 ⑯の地点から 166 度 44 分 08 秒 2.73m の地点
- ⑱の地点 ⑰の地点から 162 度 03 分 28 秒 3.91m の地点
- ⑲の地点 ⑱の地点から 159 度 49 分 11 秒 8.92m の地点
- ⑳の地点 ⑲の地点から 158 度 33 分 12 秒 1.17m の地点

(3) 面積

768.53 平方メートル

3 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

熊本県熊本市松尾町上松尾字要江 4410 - 6、4410 - 11 及びこれらの区域に隣接する水路地内並びに 4413 - 3、4413 - 15、4413 - 14、4413 - 12、4413 - 6、4410 - 6 及びこれらの区域に介在する水路地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び A の地点と I の地点とを結んだ線により囲まれた区域

- A の地点 基点から 200 度 34 分 12 秒 2,361.70m の地点
- B の地点 A の地点から 116 度 08 分 06 秒 29.20m の地点
- C の地点 B の地点から 41 度 11 分 15 秒 34.06m の地点
- D の地点 C の地点から 311 度 11 分 15 秒 25.93m の地点
- E の地点 D の地点から 325 度 16 分 16 秒 12.85m の地点
- F の地点 E の地点から 281 度 53 分 32 秒 25.67m の地点
- G の地点 F の地点から 197 度 08 分 27 秒 9.94m の地点
- H の地点 G の地点から 190 度 02 分 02 秒 10.22m の地点
- I の地点 H の地点から 169 度 10 分 50 秒 9.16m の地点

(3) 面積

2,008.24 平方メートル

4 埋立地の用途

ふ頭用地

5 出願年月日

平成 16 年 8 月 11 日

6 関係書類の縦覧場所

熊本県土木部港湾課、熊本県熊本土木事務所管理課及び熊本市都市整備局計画部交通計画課

熊本県告示第 912 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 17 条の 4 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	事業の種類
有限会社大山ヘルパース テーションひまわり 玉名市青木 992 番地	有限会社 大山 玉名市青木 992 番地 大山 ノブ子	平成 16 年 8 月 26 日	43000100178119	身体障害者 居宅介護

熊本県告示第 913 号

知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 15 条の 5 第 1 項の規定により指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。

平成 16 年 9 月 3 日

熊本県知事 潮 谷 義 子